
(財)福岡県社会保険協会

寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、財団法人福岡県社会保険協会という。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、これを福岡市に置く。

(目的)

第3条 本会は、健康保険、厚生年金保険事業の円滑なる運営を促進し、併せて被保険者及び被扶養者の福利を増進し、社会保険の趣旨の普及を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行なうものとする。

- (1) 健康保険及び厚生年金保険事業の円滑な運営を図るため必要とする事業
- (2) 健康保険及び厚生年金保険の被保険者及び被扶養者の福利施設及び健康の保持推進上必要とする事業
- (3) 社会保険制度の普及発達に資するための広報、宣伝、調査、研究活動
- (4) 前各号のほか、目的遂行上必要と認められた事業

(受託経営)

第5条 本会の受託経営に係る社会保険センター並びにその他の事業を委託されて経営する場合は、これを特別会計として経理する。前項の特別会計の設置その他必要な事項に関しては別にこれを定める。

(公示)

第6条 本会の公示事項は、その機関誌に記載し、又は書面を以て全会員に通知する。

第2章 会員

(会員)

第7条 本会の会員は、福岡県内に事務所を有し、健康保険及び厚生年金保険の被保険者を使用する事業主とする。なお、会員として入会しようとする事業主は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。また、会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

(会費)

第8条 会員は、本会の会費に充つるため、会費を負担しなければならない。

2 前項の会費の負担については、別にこれを定める。

第3章 評議員

(評議員の選挙)

第9条 本会に、評議員若干名を置く。

(評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、2年とする。但し、再選を妨げない。

2 補欠議員は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、任期満了後においても、後任者の就任あるまでは引き続きその職務を行うものとする。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代理 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 専務理事 1名
- (5) 常務理事 2名
- (6) 理事 15名以上20名以内(上記役員を含)

む)

(7) 監事 2名

2 理事については、学識経験者の中から1名以上3名以内を置くことができる。

(理事、会長、副会長の選挙及び専務理事、常務理事、会長代理の選任)

第12条 理事は、評議員がこれを互選する。但し、前条第1項の2及び第2項の理事についてはこの限りでない。

2 会長、副会長は、理事においてこれを互選する。

3 会長代理は、理事として、協会長の自己事業所の職員から選任する。

4 専務理事、常務理事は、会長が理事会の同意を得て、理事の中からこれを選任する。

(監事選挙)

第13条 監事は、評議員がこれを互選する。但し、監事は理事になることができない。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者の就任あるまでは引き続きその職務を行うものとする。

(会長、会長代理、副会長、専務理事、常務理事、理事の職務)

第15条 会長は、会務を総理し本会を代表する。

2 会長代理は、会長が事故あるときはこれを代理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事、常務理事は、会長、副会長を補佐する。

5 理事は、理事会を組織し、重要な会務を処理する。

(監事の職務)

第 16 条 監事は、本会の経理に関する監査を行う。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第 17 条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、評議員会の同意を得て、本会に功労のあった者又は学識経験のある者若干名を会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の各会議に出席して意見を述べるができる。

(事務局)

第 18 条 本会の事務を処理するため、必要の職員を置き、会長がこれを任免する。

2 削除

3 事務局及びその他については別に規定を設ける。

第 5 章 会議

(理事会、評議員会、総会)

第 19 条 本会の会議は、理事会、評議員会及び総会の三つとする。

(理事会の組織)

第 20 条 理事会は、議長及び理事で組織し、会長が招集する。

2 理事会の議長には、会長があたる。

(理事会)

第 21 条 理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事の 3 分の 1 以上から、会議の目的を示して請求があったとき、これを開く。

(理事会の附議事項)

第 22 条 理事会は、評議員会の附議事項のほか、本会の運営上重要な事項を附議する。

(理事会の専決)

第 23 条 評議員会に附議しなければならない事項でも、緊急を要するため、評議員会を召集する暇がないとき又は同一の事項につき、再度召集してもなお、定数に達しないときは、理事会で専決することができる。

2 前項で評決した事項は、次の評議員会で報告しなければならない。

第 24 条 理事会において議決を必要とするときは、評議員会の議決に関する規定を準用する。

(評議員会の組織)

第 25 条 評議員会は、議長及び評議員で組織し、定時評議員会と臨時評議員会に分ち、会長が招集する。

2 評議員会の議長には会長があたる。

(評議員会)

第 26 条 定時評議員会は、毎年 3 月及び 6 月に開き、臨時評議員会は、理事会において必要と認めるとき又は評議員の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して請求があったとき、これを開く。

(評議員の附議事項)

第 27 条 次の事項は、評議員会の議決又は承認を経なければならない。

- (1) 収入支出の予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 収入支出予算で定めるもののほか、あらたなる義務の負担又は権利の放棄
- (4) 不動産の買い入れ又は処分
- (5) 積立金その他重要財産の処分
- (6) 寄付行為の変更
- (7) 会費規定の変更
- (8) その他、理事会において必要と認めて附議した事項

(委任評決)

第 28 条 理事会、評議員会に出席できない理事及び評議員は、他の理事及び評議員に委任して評決に加わることができる。

2 前項の受任者は、その旨を証明する書面を、予め議長に提出しなければならない。

(評議員会の議決)

第 29 条 評議員会は、評議員定数の半数以上の出席(委任出席を含む)がなければ議事を開くことが出来ない。

2 議事は、出席評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 寄付行為を変更しようとするときは、出席評議員の 3 分の 2 以上でこれを決する。

(総会招集)

第 30 条 総会は、評議員会の権限に属する事項につき、特に必要ある場合に、会長がこれを招集する。

(総会規定)

第 31 条 前条の規定による総会に関しては、評議員会に関する規定を準用する。

第 6 章 資産及び会計

(資産)

第 32 条 本会の資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本資産
- (2) 動産及び不動産
- (3) 会費
- (4) 寄付金
- (5) 事業及び財産から生ずる収入
- (6) 負担金
- (7) その他の収入

(経費)

第 33 条 本会の経費は、前条第一号より生ずる収入及び第 2 号及び第 6 号の収入をもって充てる。

(予備費の費途)

第 34 条 予備費を以て充てることができる費途は、第 4 条各号に掲げる事業に要する経費とする。

(資産管理方法)

第 35 条 本会の資産は、郵便官署又は確実な銀行、信託会社に預け入れ、若しくは国債又は有価証券を購入することができる。

2 前項に定めるもののほか、事業運営上必要ある場合は、不動産を購入することができる。

(寄付)

第 36 条 本会は、寄付を受けることができる。

2 寄付は、用途を指定した寄付のほかは、その用途に関し、評議員会に付議しなければならない。

(予算)

第 37 条 本会は、毎会計年度の収入支出予算を調整し、3 月の評議員会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 38 条 本会の会計年度は、政府の会計年度による。

第 39 条 削除

第 7 章 支部

(社会保険事務所管内ごとの事業)

第 40 条 本会は、本部において社会保険事務所管内ごとに事業を行う。

(社会保険事務所管内ごとの事業予算)

第 41 条 第 40 条の事業をおこなうための経費は、社会保険事務所管内ごとに予算を定めてこれに充てる。

附則

1. この寄付行為は、昭和 29 年 4 月 1 日から実施する。
2. この寄付行為制定前の旧寄付行為は、この寄付行為実施の日から廃止する。

3. 昭和 43 年 4 月 1 日改訂
4. 平成 4 年 4 月 1 日改訂
5. 平成 9 年 4 月 1 日改訂
6. 平成 10 年 4 月 1 日改訂
7. 平成 12 年 4 月 1 日改訂
8. 平成 13 年 4 月 1 日改訂
9. 平成 17 年 7 月 1 日改訂
10. 平成 18 年 4 月 1 日改訂